

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：環境保健部

施策名：（施策7）環境保健対策の推進

施策体系：（目標7-2）水俣病対策

評価結果の概要

【達成の状況】

○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発地域環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めており、平成21年7月に公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、救済措置の方針の策定を進めており、訴訟中の水俣病不知火患者会とは和解協議を行い、熊本地裁の出した所見を原告・被告双方が受け入れる等、水俣病問題の解決に取り組んでいる。

【必要性】

- 平成16年の関西訴訟最高裁判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方が救済を求めており、公健法に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることが必要である。
- 水俣病に関する迅速かつ着実な補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。
- すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにするため、水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和（もやい直し）を推進することが必要である。
- 水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにするため、次世代への教訓の継承や国内外（国内は水俣病発地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）への情報発信を進めることが必要である。

【有効性・効率性】

- 水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針を策定し、また、国家賠償訴訟においては熊本の最大の訴訟団体との和解協議を進め、和解の基本的合意が成立した。
- 「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づく認定者に対し、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給を実施しており、水俣病被害者の救済を進めた。
- 水俣病発地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方に基づき胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。
- 水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験について、国内外（国内は水俣病発地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）への発信を進めている。

【今後の展開】

- 水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針に基づき、対象者の判定等を進めるとともに、認定審査の円滑な実施及び国家賠償訴訟の和解所見に基づく判定等の実施、和解の成立等、訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。
- 水俣病発地域の環境福祉対策（胎児性水俣病患者等の地域生活支援、離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等）及び再生・融和（もやい直し）を引き続き推進する。
- 水俣病経験を国内外へ引き続き発信する。
- 水俣病に関する調査研究を引き続き推進する。